

中世後期備後における守護支配と国衆

(日本史学研究室) 川岡 勉

はじめに

中世後期において、諸国の武家領主たちを支配・統制する上で中心的な役割を担っていたのは国(こ)に置かれていた守護権力である。もちろん、守護の支配する分国の中には奉公衆などのように室町幕府に直属する領主もおり、守護が二元的な分国支配をなしていたわけではない。また、守護の分国支配はけっして全国一律のものではなく、国内の諸勢力との関わりには地域的な差異が少なくない。とはいえ、幕府が守護を介して諸国の武家領主を統制させるのが、室町幕府―守護体制の基軸的な回路であったとみてよからう。^①

しかし、戦国期に入ると、幕府の補任する守護職と二国を統治する権限(国成敗権)が乖離する現象が目につくようになる。すなわち、幕府から守護職に補任されていないのに国成敗権を行使する事例が見られる一方、^②逆に守護職に補任されても分国支配が実現できない場合もある。

本稿で取り上げる備後は山名氏物領家である但馬山名氏の分国であり、但馬を本拠地とする山名氏が備後守護を兼ねていた。したがって、但馬山名氏が備後の国衆を統制するのが本来のあり方である。ところが、戦国期になると山名氏に代わって大内氏による備後国衆に対する影響力が強まり、やがて備後は事実上の大内氏分国の一部を構成するようになる。これは、山名氏の保持する守護職と国成敗権の乖離^③と捉えられる。そして、同様な動きは隣国の安芸や石見においても確認することができぬ。

備後と安芸・石見の三国はいくつかの共通した特徴を持っている。備後と安芸の守護は山名氏物領家、石見の守護は山名氏庶流家であり、いずれも山名一族が守護を務める分国である。そして、三国は畿内近国から中国地方東部に広がる細川氏の勢力圏と、^③周防・長門から北部九州を押さえる大内氏勢力圏の狭間に位置する。こうした状況に関して、応永の乱後に大内氏封じ込めをねらう幕府が山名氏を戦略的に備後や安芸・石見に配置したとする議論が岸田裕之氏によって提示されている。^④しかも、氏によれば、山名氏の備後三国支配は相互に連動していたとされる。岸田氏は、細川氏に代表される中央権力とそれに対抗する地域の大名権力(大内氏)という構図の中に備後三国を位置づけるのである。

また、三国では共通して国人領主の自立性が顕著に認められる。そのため、守護山名氏は彼らの統制に苦慮しなければならなかった。応永年間の安芸では、国人の所領・所職の整理を図ろうとした山名満氏が、国人の反発を招いて守護の座から更迭されるという事件が起きている。石見でも国人が守護代の非法を幕府に訴えたことが確認できる。このような中で、幕府は守護山名氏を通してではなく、直接に国人たちを支配しようとする志向性を強める。岸田氏によれば、守護山名氏が大内氏と提携を深めるといふ情勢変化の中で、幕府は山名氏に代わって三国の国人領主と安芸武田氏に大内氏の封じ込めを期待するようになる。そして、幕府と大内氏の双方からの圧力が加わる中で、国人たちは相互の抗争による不利益や国内不安の除去のために盟約を結び、国人領主連合が形成・発展していくと論じられるのである。

戦国期になると、備後三国は大内氏の支配下に置かれる。山名氏が大内氏との提携を深める中で、国衆は大内氏の強い影響力を受けるようになり、やがて三国は大内氏の分国に包摂されていく。そして、大内氏が衰退・滅亡した後は毛利氏の支配下へ組み入れられていった。国を統治する権限（国成敗権）が、山名氏から大内氏、そして毛利氏へと受け継がれていくのは、やはり三国共通の現象である。

三国はこうした共通性を持つものの、備後と安芸・石見との相違点にも目を向ける必要がある。市川裕士氏は、山名氏研究の課題として「地域の多様な実情に応じて、山名氏の分国支配がどのような地域差をともないつつ展開されたのか」を探ることを挙げている。⁵⁾ 諸国の守護の行使する権限は決して均質なものでなく、分国内外の諸勢力との関係に制約され、地域社会の状況に対応して歴史的に定まっていくとみられる。山名氏のように複数の分国を有する場合にも、各分国の地域的差異に注意して守護支配のあり方を跡づけていくことが求められるのである。

筆者は、旧稿において中世後期の石見における守護支配のあり方を国衆の自立的な動きや盟約関係と関連づけて論じ、国成敗権が山名氏から大内氏へと移動する事情を考察した⁶⁾。本稿では、備後の事例を取り上げ、安芸や石見と比較しながら、当国が大内氏の支配下に組み込まれていくプロセスについて検討を加えることにしたい。芸石両国と比較対照することによって、備後における守護支配の特質が浮かび上がってくるものと考えられる。

一 但馬山名氏と備後国衆

(1) 応仁の乱前後の備後国衆

備後と安芸の両国は、但馬山名氏が守護職を有する分国であったが、国人層の自立性が高く、山名氏は彼らの統制に腐心せざるをえなかった。但し、備後は安芸に比べると守護支配が進展していたことも指摘されている。岸田裕之氏は、備後では守護支配が比較的順調に展開したのに対し、安芸・石見では国内に大内氏の支配領域を含み、独自性の強い国人領主連

合が展開したとして、歴史的な差異に注意すべきことを述べている。⁷⁾ 外岡慎一郎氏も備後では守護による領域的支配が進展する中で国人が守護被官と奉公衆に分岐していくのに対し、安芸では事実上の守護不在状況下で使節遵行が国人層に担われ、守護公権に代位する在地秩序の形成に向かうことを論じている。⁸⁾ 市川裕士氏によれば、安芸では守護代以下の分国支配機構が整備されておらず、山名氏は備後守護代を安芸境に派遣して安芸国人を動員するなど、備後守護代が安芸支配に関与していたとされる。⁹⁾

こうした差異が見られるものの、自立的な国人が多い点では備後も安芸や石見と同じであり、守護による分国支配には不安定な要素がつきまとった。応永二十八年（一四二一）十二月、山名持豊は一族の上総介（熙高）とともに国人退治のため備後に発向した。¹⁰⁾ 合戦に及ばぬうちに敵勢が退散して国内は平穩に戻ったとはいえ、但馬山名氏の支配に抵抗する動きが存在したことをうかがわせる。永享九年（一四三七）七月、持豊の家督相続に反発する兄持熙が持豊に敵対して兵を挙げたのも備後においてであった。¹¹⁾ 国府城に楯籠った持熙は持豊方の軍兵に討ち取られてしまうが、備後国内に持熙と結んで反乱に加わった勢力がいたものと考えられよう。

戦国期の幕開けとされる応仁の乱の際にも、備後は東西両軍の衝突の舞台となった。当時、備後の守護は但馬山名氏の惣領である宗全（持豊）の息子是豊が務めていたが、是豊は西軍の総帥である父に背いて東軍に加わった。応仁三年（一四六八）十一月、是豊は備後の東軍のテコ入れのために downward して、宮氏を降伏させるなど一定の戦果を挙げた。是豊が畿内に戻った後、備後では再び西軍の活動が活発となり、宗全は守護代の宮田教言を派遣して国内の制圧を図り、大内勢もこれに合力した。¹²⁾ これに対抗して、是豊は文明三年四月に再び備後に進攻して東軍への組織化を図っている。¹³⁾

このように、大乱時には備後支配権をめぐる山名是豊方とその父宗全方が争い、国内の領主たちも東西二つに分かれて対立した。杉原氏など瀬戸内海沿岸部に拠点をもつ奉公衆系の国衆の中には東軍に加わる者が見られたのに対し、山内・和智・田総・三吉・江田の諸

氏など内陸部の国衆は西軍の側に立つ者が多かったようである。宗全が田総氏に死てた書状には、「就国ノ儀 面々暇事雖申候、京都無人事候間、堅相留候之処、領承令悦喜候、仍国事、是又涯分可致奔走節節由、親類被官人等二能々可被申付候、然者依粉骨必々可相計恩賞候、猶々憑入候也」とあり、備後から上洛していた国衆の中には「国ノ儀」(国内情勢)が気にかかつて下向しようとする者が多く、宗全は彼らを京都につなぎとめようと腐心している。¹⁴

東西両軍は、備後を確保するために国内の領主たちのみならず、隣国の軍勢にも協力を求めた。是豊の備後再進攻にあたって、東軍は大内政弘の伯父教幸(道頓)に合力を要請し、これに応えて進軍中の教幸を西軍の政弘の代官陶弘護が襲撃している。¹⁵

西軍の宗全の側も、備後の敵方に対抗するため安芸の国衆や防長の大内勢に期待を寄せた。文明三年、それまで東軍に加勢して安芸から備後に攻め込んでいた毛利豊元は、大内氏の東西条代官である安富行房の誘いにより西軍に寝返った。大内政弘・山名宗全に一味して兵を挙げた豊元は、江田薙返を後巻して東軍山名頼忠と小早川氏の陣を崩し、勢いに乗り山内氏の籠る申山を後詰して下江田に進出、頼忠の父是豊を退散させたという。¹⁶ 豊元はこの戦功により山名氏から備後に三千貫の知行地を宛行われ、大内氏からも安芸の西条十貫を与えられている。¹⁷

陶弘護が「於備後山名弾正忠殿父子出張候、芸州國人々并東西条郡代安富左衛門大夫以下馳向候」と述べているように、¹⁸ 西軍は備後を確保する上で安芸の国衆と大内氏の東西条代官に大きく依存していた。大内氏と結んで備後に所領を得た毛利氏は、安芸から備後へと影響力を広げていくことになる。

(2) 播磨争奪戦の敗北と備後国衆

永享年間の山名持豊と持照の対立、応仁の乱時の宗全(持豊)とその子是豊の抗争など、但馬山名氏の分裂・抗争は備後の国衆たちを度々戦闘に引きずり込んだ。そして、大乱終結後も、備後の領主たちが山名氏の家督紛争に巻き込まれる事例が確認できる。それが政豊と

その子俊豊の抗争である。そのきっかけは、但馬山名氏による播磨出兵と敗退であったとみられる。

文明十五年(一四八三)以降、山名政豊は赤松氏と播磨争奪戦を繰り広げており、備後の国衆も播磨に従軍している。文明十六・十七年頃に山内豊成が播磨国内に給分を獲得しているが、¹⁹ これは播磨の合戦に加わって論功行賞に預かったものと考えられる。同じく山名氏から播磨国内に給分を与えられていた田総豊里も、赤松勢との戦闘に参陣し、同十七年二月二十二日に備前福岡の合戦で戦死している。²⁰ しかし、足かけ六年にわたる赤松勢との交戦の末に、山名勢は退却を余儀なくされた。長享二年(一四八八)七月、政豊は播磨坂本から出奔し、備後の国衆も悉く撤退するのである。²¹

播磨争奪戦の敗北は、政豊の地位の不安定化を招き、山名氏の一族や内衆・国人らが政豊から離反する動きが見られるようになる。そうした中で、備後の守護を務めていた俊豊が政豊に不信感を抱く勢力と結びつき、政豊・俊豊父子の対立へと発展していくことになる。

播磨撤退の直後、政豊を山名氏の家督から退けて俊豊を新当主に擁立しようとする勢力が但馬国内で兵を挙げた。この時に政豊側については田公肥後守父子やその寄子、馬廻衆十人などに限られ、国人頭二十六人など山名氏の家臣の多くは政豊に背いた。『陸源軒日録』長享二年八月十七日条に「備後衆悉背金吾」とあり、備後の国衆も多くが俊豊側に立ったようである。

翌年正月、俊豊は石清水八幡宮に捧げた願書の中で、備後が思い通りになれば粟津荘の返付を約束すると誓っており、備後の確保を祈願している。²² 俊豊は備後国衆の所領を安堵したほか、代官職に任じたり、給分を付与したりしながら、彼らの組織化を進めた。²³ 安芸から備後に勢力を伸ばしていた毛利氏も、俊豊から所領を安堵され、新たな知行地も宛行われている。²⁴

備後国衆のうち、俊豊がとりわけ重用して中心的な地位にすえたのが山内氏である。俊豊は国衆の着座の次第を取り決めるにあたって、山内豊成を「座上」に位置づけ、山内氏を通

じて国衆の統制を図ろうとした。⁽³²⁾ 俊豊は豊成に宛てて「国中事者、相尋可加下知候」と約束し、豊成・直通父子が不儀を犯さない限り「国之儀永可申付候也」と申し送っている。⁽³⁶⁾ 豊成は俊豊の信頼に依りて「国之儀」を俊豊に注進し、忠節に励んだ。⁽³⁷⁾ 俊豊は山内氏を重んじ、同氏を通じて備後の情勢を把握し、国内の計略に当たらせる体制を整えていくのである。

備後国内では山内氏を中心に政豊から離反する動きが拡大したが、広沢衆（和智氏・江田氏）など政豊方の国衆もあり、俊豊の支持基盤は万全でなかった。⁽³⁸⁾ 三吉氏にも政豊方から誘いの手が伸びている。⁽³⁹⁾ 俊豊は備後を制圧するために安芸の毛利氏や沼田小早川氏、出雲の三沢氏に合力を求め、一方、幕府中枢の細川政元や周防の大内政弘にも書状を送って、山名氏の新当主の座を確保しようとしている。⁽³⁰⁾

しかし、但馬山名氏当主の政豊から俊豊への代替わりは結局のところ実現しなかった。明応二年（一四九三）の但馬国内の合戦で政豊方が勝利し、多くの俊豊方の家臣が戦死を遂げた。この後、俊豊は備後の勢力などと連絡を取り合いながら復権を図るものの、やがて史料上から姿を消していくことになる。⁽³¹⁾ こうして山名氏の内紛は収束していくが、その後も山名氏と筆頭家臣である垣屋氏が対立するなど、但馬では不安定な状況が続いている。山名氏にとって、俊豊を支持した備後国衆との関係を修復する必要性に迫られたはずだが、それは容易なことではなかったと思われる。

二 備後と美石両国における守護支配の展開

(一) 山名致豊の備後支配と因幡山名氏

明応八年（一四九九）正月に山名政豊が亡くなると、政豊の次男致豊が但馬山名氏の家督を継いだ。致豊は備後国衆の統制に手を焼いたらしく、山内氏が広沢衆の知行地を押し領したとして非難し、押領地を返付させるため田総氏に協力を求める書状を送った。⁽³²⁾ 守護代の太田垣胤朝も、備後において守護の命令に応じない者は成敗を加えるとする山名氏の意向

を田総氏に伝えている。⁽³³⁾ 実際、備後国衆の中核的な存在である山内直通（豊通）に対して山名氏から退治命令が出されたことが確認できる。⁽³⁴⁾

次の史料は、備後の国衆杉原氏に宛てて、太田垣龜房丸を備後の守護代に任じたことを知らせたものであり、守護側から国衆に宛てた文書の通例として書状形式をとっている。

〔史料1〕⁽³⁵⁾

備後国守護代職事、龜房丸申付候、此旨可令存知候、猶委細礼部可被申候、恐々謹言、

十月廿八日

致 豊 判

杉原高須右馬助殿

〔史料2〕⁽³⁶⁾

備後国守護代職事、龜房被仰下候、珍重候、如先規可被下知候、猶山内可申候、恐々

謹言、

十一月廿一日

豊 重 判

杉原高須右馬助殿

注目されるのは、まず備後守護を務める山名致豊の書状〔史料1〕が出され、それをうけて「礼部、すなわち山名一族であり因幡守護を務める治部少輔豊重が副状〔史料2〕を送付していることである。豊重の副状は上山加賀守と渡辺三郎左衛門尉に宛てたものも確認され、ともに十一月二十一日付、文言もほぼ同文で、やはり致豊の「御下知」に応じるべきことを伝えている。⁽³⁷⁾ 「猶山内可申候」とあるように、山内氏から指示を与える旨が記されているのも同様である。このように、但馬山名氏が守護を務める備後の国衆の統制に、因幡山名氏が関与しているのである。また、次のような史料もある。

〔史料3〕⁽³⁾

伯州出張之事、雖度々申下候、就行事山之儀延引由候条、不及是非候之処、彼要害落去之由候間、然上者急度山内次郎四郎相談、至伯州令出張、可被抽忠節之事肝要候、恐々謹言、

十二月廿一日

致 豊 (花押)

田総藤藏人殿

〔史料4〕⁽³⁾

就伯州出張之儀、従次郎殿重而被仰下候、山内次郎四郎被相談、急度被相動候者尤可然存候、殊相州所行言證追断之儀候、此刻各忠節肝要候、又於豊重別而可為本望候、委曲猶山内并使者可申候、恐々謹言、

十二月廿一日

豊 重 (花押)

田総藤藏人殿

〔史料3〕は守護山名致豊が田総氏に対して伯耆出張を命じたもので、山内次郎四郎(直通)と相談して活動するように指示している。〔史料4〕は、因幡守護の山名豊重が「次郎殿」(致豊)の意を受けて、同じく山内直通と相談して伯耆攻めを行うよう田総氏に命じたものである。「相州」(伯耆守護の山名尚之)の所行を咎めた但馬山名氏が、尚之を討伐するための軍行動を備後国衆に命じるにあたり、因幡山名氏がこれに関与していることが分かる。岡村吉彦氏は、致豊→豊重→山内氏→備後国衆という命令の伝達経路が確認されるとして、但馬山名氏が因幡山名氏の上位に存在している様子を示すと評価する。⁽⁴⁰⁾一方、渡邊大門氏は、致豊書状の副状を豊重が発給していることから、但馬・因幡両山名氏による伯耆・備後の共同支配が確立していたと論じている。⁽⁴¹⁾

備後の守護は但馬山名氏が兼ねているのであるから、本来であれば致豊の文書が備後国衆に宛てて出されればそれで済むはずである。ところが、備後国衆の命令下達において因幡

守護の豊重の関与が確認された。ここからは、備後国衆に対する統制が但馬山名氏の出す文書だけでは十分でなく、因幡山名氏がそれを補充しなければならない状況を読み取るべきであろう。

こうした事態の背景にあつたと考えられるのは、一つには但馬山名氏(致豊)による備後に対する支配力の低下、もう一つは山名氏の同族連合体制の存在である。山名氏においては、但馬の惣領家を中心に庶流一族を結集させる体制の存在を確認することができる。⁽⁴²⁾

この体制は応仁の乱後も解体してはならず、山名一族は共同歩調を取りながら戦国の争乱を生き抜こうとしていた。永正年間、備後支配の弱体化に直面した但馬山名氏は、同族連合体制で補充することにより困難を乗り切ろうとしたのではないだろうか。それが、因幡守護の山名豊重を介在させる形で備後国衆を統制することであつた。

山名豊重は若い時から足利將軍家の移動に付き従う御供衆として活動していた人物であり、長享元年(一四八七)に足利義尚が近江に出陣した時にも在陣衆の中に山名俊豊らとともに豊重の名前が見える。⁽⁴³⁾延徳三年(一四九二)に足利義材が近江に出陣する時にも豊

重はこれに加わり、父豊時とともに義材に仕えた。この軍行動の際には、俊豊が二千人の兵を率いて上洛し、山内豊成の息子直通など備後国衆も俊豊に従つて入京している。⁽⁴⁴⁾俊豊が但馬山名氏の当主の座をねらつて義材に接近する中で、山内氏など備後国衆が義材に仕える豊重と交流を深めた可能性があろう。

ところが、明応三年に細川政元がクーデターを起こし、義材は將軍の座から引きずり降ろされてしまう(明応の政変)。この時、因幡守護豊時が政元方についたのに対し、子の豊重は義材方に味方したとされ、⁽⁴⁵⁾豊重と義材の親密さがうかがわれる。政変後、豊重は幕政から排除されたようであり、俊豊も但馬の合戦で敗北し、但馬回復を果たせないまま没落していった。俊豊を支持していた備後国衆と但馬山名氏の関係は疎遠になっていくものと考えられる。

政豊没後に山名氏の当主となつた致豊が、備後国衆の統制を図るため頼つたのが因幡山

名氏の豊重であった。豊重は永正年間には守護職を継いで因幡に在国していたようで、将軍への返り咲きをねらう義尹（義材から改名）より上洛への協力を要請されている⁽⁶⁴⁾。豊重は娘を義尹の側室に入れるなど、義尹と関係を深めていくことになる⁽⁴⁷⁾。これに対して致豊は義尹に敵対する足利義澄に近い立場にあったとされる。そのため、義澄が没落すると家臣団の支持を失って引退を余儀なくされるのである⁽⁸⁴⁾。

こうした事情を念頭に置いて考えると、致豊が備後国衆を統制・動員するため因幡守護の豊重を介在させた理由が見えてくるように思われる。国衆たちにとっては備後の守護職を握る致豊との関係は希薄であり、むしろ国衆に影響力を持つていたのは俊豊と同様に義材（義尹）派であった豊重だったとみられる。因幡山名氏による備後支配の補完体制は、明応年間以来の守護山名氏と備後国衆の対立に淵源があると考えられるのである。

なお、「史料2・3・4」からは、山名氏の備後支配を山内氏が支えていたこともうかがえる。同様な状況は他の史料からも検出され、致豊が杉原高須氏や上山氏に宛てた書状には「以国次之儀、毎事山内相談馳走肝要候」という文言が認められる⁽⁴⁹⁾。備後では何事も山内氏と相談すべきことが「国次之儀」とされているのである。いったんは山内氏を退治する山名氏の命令が出されたにもかかわらず、山内氏を国衆統制の中心にする俊豊以来の方式が受け継がれていることが分かる。備後では、山内氏を中核とする国内秩序が根強く存在しつづけていたのである⁽⁵⁰⁾。

(2) 大内氏による芸石両国の分国化

戦国期の備後では因幡山名氏が補完する形で守護山名氏の分国支配が維持されていることが確認できたが、こうした方式は安芸や石見では見受けられない。石見の事例については旧稿で検討したが、応仁の乱以後の石見において国衆の統制を中心的に担ったのは大内氏であり、山名氏が石見国内に権限を行使した形跡は乏しい⁽⁵¹⁾。大内氏は国衆の相互対立を停止させ、盟約関係を結ばせるなどして石見国内に影響力を拡大した。国衆の中にあつて、とくに大内氏に接近して関係強化に乗り出したのは益田氏であり、同氏は大内氏と国衆側

を結びつける窓口として機能した。国衆の組織化を進めた大内氏は永正十四年（一五二七）に守護職を獲得して石見の分国化を完成させるのである。

安芸についても、既に応仁の乱中、在京する大内政弘に代わって国元を守っていた陶弘護が毛利氏に宛てて宍戸氏との堺相論を和解したことを賞す書状を送っているが、大乱後は一段と大内氏が前面に出て国衆の統制を図るようになる。明応年間に入ると、竹原小早川氏と野間氏の抗争について「為御当主家不可然候」と申し送って一味することを要請し⁽⁵³⁾、平賀氏が沼田小早川氏領に発向したとする情報を受けて「無為之儀肝要」と毛利氏に申し送るなど、大内氏は盛んに国衆どうしの紛争停止を呼びかけ和平勸告を行っていた⁽⁵⁴⁾。明応七年（一四九八）に備中三村氏が宍戸氏に攻撃を仕掛けた時には、大内義興は天野・平賀氏に宍戸合力を命じる書状を送った⁽⁵⁵⁾。石見と同じように、国衆の相互盟約を斡旋し、彼らの協力を得る形で国内を安定させるという大内氏のやり方が安芸でも確認できるのである。

以上のように、芸石両国では守護山名氏から国衆に命令を伝える文書自体が見られなくなり、大内氏が山名氏の役割を肩代わりするような動きを示した。大内氏が芸石国衆に対しこうした統制力を発揮できたのは、両国が大内氏の本国である周防・長門に隣接し、大内氏と歴史的に深いつながりがあったからであろう。旧稿で述べたように、十五世紀前半の石見において、幕府の命令は守護山名氏ルートだけでなく、国衆を動かしたり大内氏を介在させたりするなど、複数の回路で地域社会に伝えられている。安芸でも、大内義弘が「雖他国事候」と言いながら、毛利氏の所領の安堵申請を幕府に取り次いだ例がある⁽⁵⁶⁾。大内氏は永享年間の九州出兵にあたり、芸石衆の支援を幕府に要請し、守護山名氏の動員により彼らの参陣を実現させている。大内氏における持世と持盛の家督紛争の際には、山名氏が持世を合力して芸石勢の動員を図るべきことを主張し、幕府もこれに同意している。逆に芸石両国の戦乱に大内氏が介入する場合もあり、十五世紀半ばには大内勢が厳島神主家と結んで安芸に進攻し、武田氏と交戦している。山名氏の分国である芸石両国は大内氏の分国に隣接して

いたため、相互に影響しあう関係に置かれていたのである。

大内氏は、安芸の東西条および呉・能美島、石見の瀬摩郡に拠点を保持しており、これを足がかりに芸石国衆に影響力を及ぼすことができた。大内氏は東西条を確保するため安芸国衆に協力を依頼し、⁽⁵⁷⁾ 国衆は戦功により大内氏から東西条に知行地を与えられている⁽⁵⁸⁾。安芸の領主の中には久芳・市来・乃美氏らのように東西条に給恩地を与えられて大内氏の御家人に組み込まれる一族もいた。石見でも、石見吉川氏や久利氏など瀬摩郡に本領を有する領主たちが、いち早く大内氏の御家人制に組織されていくようになる。

大内氏と芸石国衆との深い関係を踏まえて、幕府も大内氏を介して彼らの統制を図ろうとする傾向を強めた。大乱終結が間近い文明九年（一四七七）年三月、幕府はそれまで周防・長門への進攻を命じてきた十二名の安芸・石見の国衆に対し、大内政弘との和議が進行中であるため進発を停止するように通知した。⁽⁵⁹⁾ 『親元日記』同年四月七日条によれば、政弘は幕府から芸石へ十一通の奉書を下すように申請し、政所頭人伊勢貞宗の書状が政弘及び「芸州面々中」「石州面々中」に宛てて出されている（五月十九日条）。この当時、「芸石両州上使」として丸孝連が御所修理料段銭徴収のため下向していたから、⁽⁶⁰⁾ 芸石両国への段銭徴収を大内氏が仲介したものであるか。大乱終結時の幕府は、守護山名氏を通じてではなく、大内氏を介して芸石国衆の統制を図る姿勢を明確に示していたのである。

文明十年、大内政弘は毛利少輔太郎に対して加冠状を与えて弘元と名乗らせたが、これは毛利側の懇望によるものであった⁽⁶¹⁾。それまで熙元・豊元と山名氏の偏諱を受けていた毛利氏は、これ以後は大内氏の偏諱を受けるようになるから、山名氏から大内氏への勢力の交替を反映しているよう。同十二年、幕府は安芸国人江保代官職を請け負っていた毛利氏が年貢を無沙汰していることを非難し、早急に究済させるように政弘に命じた。⁽⁶²⁾ 政弘は入江保の領主である壬生晴富に対し、後で事情を報告し、請文を提出するとしている。⁽⁶³⁾ 大乱後の安芸では、守護山名氏の活動はほとんど認められず、大内氏が山名氏に代わって国衆の統制を担った。これは石見でも同様であり、山名氏の守護支配を忌避する国衆が大内

氏と結んで山名氏の圧力を排除していった⁽⁶⁴⁾。明応八年（二四九九）末、前將軍足利義興が山口に下向すると、国衆に対する大内氏の統制力は一層強まることになる。大内義興は公方の威光を背景に国衆に軍事行動を求め、互いの紛争については万事を差し置いて和平を結ぶように要請している。⁽⁶⁵⁾ 大内氏は「公儀」のため結果すべきことを強調すること⁽⁶⁶⁾で芸石国衆の統制を徹底させていくのである。⁽⁶⁷⁾

永正五年（一五〇八）、大内義興は西中国から北部九州の軍勢を率いて上洛を遂げ、義尹を將軍の座に復帰させた。この時、安芸の平賀・小早川・天野氏、石見の益田・周布氏ら芸石の国衆が従軍している。芸石両国はもはや大内氏の準分国と言っても差しつかえない位置を占めていると言つてよからう。永正十三年に義興が「防長豊筑雅芸石七州大守」と自称している事実は、それをよく示している。⁽⁶⁸⁾ 石見については、翌十四年に義興が正式に守護職を獲得したことが確認できるのである。⁽⁶⁹⁾

三 戦国期備後における権力秩序の展開

(1) 尼子氏の備後進出と大内氏

備後には、安芸の東西条、石見の瀬摩郡のような大内氏が直接押さえる活動拠点は存在しない。しかし、前述したように、応仁の乱中、守護山名氏は備後を制圧する上で毛利氏ら安芸国衆と大内氏の東西条代官に大きく依存していた。備後合力のため出陣した安芸国衆の活動状況は東西条代官である安富氏を通じて大内政弘に注進され、⁽⁷⁰⁾ 政弘は国衆に対し軍功を賞する書状の中で「山名方快然遇御察候」と申し送っている。⁽⁷¹⁾

備後支配の確保を図る守護山名氏が、安芸国衆および東西条代官に支援を求める状況はその後も確認される。明応年間、山名政豊・俊豊父子の対立の際には、俊豊が備後を制圧するため安芸の毛利氏や沼田小早川氏に合力を求め、毛利氏の支援を引き出すために備後における権益を保証している。⁽⁷²⁾ これに対して、竹原小早川氏は政豊側に立つたらしく、備後国衆を政豊方に組織するため尽力している。⁽⁷³⁾

山名氏の備後支配が不安定化する中で、備後に勢力を大きく広げたのが安芸の毛利氏であった。毛利氏は永正九年三月に安芸の九名の国衆が取り交わした国人一揆に参加しただけでなく、⁽⁷⁴⁾山内氏や木梨氏⁽⁷⁵⁾、さらに上山氏・敷名氏・吉原氏ら備後国衆とも盟約を取り交わしている。⁽⁷⁶⁾備後国内に所領を持ち、備後国衆に対して影響力を有した毛利氏は、やがて大内氏による備後経営の中軸を担う存在に位置づけられていくことになる。

永正末年になると、安芸の武田氏らが大内氏に敵対する姿勢を見せたため、大内氏は安芸国衆に一味同心して武田氏の動きを封じようとして要請した。⁽⁷⁷⁾折しも出雲の尼子氏が山陽方面にまで勢力を伸ばし、武田氏・友田氏らと結んで大内氏と対立する情勢が生まれた。大永三年（一五三三）、尼子勢が安芸における大内氏の拠点である東西条に侵攻して鏡山城を攻略すると、安芸や備後の国衆の多くが尼子氏に従うようになり、大内氏は連年のように出兵して尼子方の勢力排除に努めている。備後北部に影響力を持つ毛利氏もいったんは尼子方だったが、元就が家督を継いでまもない同五年には大内方に復帰している。

翌六年に守護山名誠豊が反尼子氏の姿勢を明確にすると、誠豊の指示により山内氏や多賀山氏が尼子氏から離反し、⁽⁷⁸⁾大内方が勢力を盛り返した。これに対して尼子氏の当主経久は、備後の国衆を尼子方につなぎとめるため、自ら兵を率いて備後に侵入し、反尼子方の中心であった山内氏の攻撃に踏み切った。大内氏は山内氏の支援要請に応えて、重臣の陶興房をはじめ、杉興重や右田右京亮などを備後に出陣させた。⁽⁷⁹⁾志道広良の率いる毛利勢も備後に在陣して各地で尼子勢と交戦している。⁽⁸⁰⁾大内勢を率いる陶興房は、安芸国衆に宛てて毛利勢と申し合わせて軍事行動に励むように要請しており、⁽⁸¹⁾備後を制圧する上で毛利氏の役割が大きかったことをうかがわせる。大永七年八月、備後北部の和智郷細沢山合戦で尼子方は大敗を喫するが、大内方の主力は毛利勢だったようである。⁽⁸²⁾備後における戦闘において、大内氏は毛利氏の軍事力に大きく依存していたとみられる。

この時期の備後守護山名氏と大内氏の間係を示すものとして、以下の史料が注目される。

[史料5]⁽⁸³⁾

今度為味方現形之次第、陶尾張守注進候、此等之旨即至但州可令申候、猶御入魂肝要候、委細陶可申候、恐々謹言、
(興房)

大永七年
八月 廿六日

義 興 (花押)

湯浅九郎次郎殿

[史料6]⁽⁸⁴⁾

就筑前守殿御現形、御入魂之次第申遣候、仍屋形直申候、然上者弥御忠節肝要候、可被賀仰之通至但州遂注進候、何様連々可申承候条本望候、猶期後信候、恐々謹言、
(大内義興)

大永七年
九月 月 七日

興 房 (花押)

湯浅九郎次郎殿

御宿所

[史料7]⁽⁸⁵⁾

其国之儀、抛自他之宿意、任連々下知之旨、令和談馳走之由、從義興注進到来候、誠神妙之至候、弥各相談忠節此時候、猶太田垣可申候、恐々謹言、
(久朝)

大永七年
九月 月 廿一日

堯 成 (花押)

湯浅九郎殿

[史料8]⁽⁸⁶⁾

其国之儀、各御和談之由、太内殿御注進到来、誠当家之御為肝要候条、御祝着之通以御書雖被仰出候、猶具可令申旨、御詫候、弥御入魂専用候、恐々謹言、

大永七年
九月 月 廿七日

久 朝 (花押)

湯浅九郎殿

進之候

〔史料5・8〕は、いずれも備後の国衆湯浅氏に宛てて出された、大内義興とその重臣陶興房、山名義成（誠豊）とその重臣太田垣久朝の書状である。注意されるのは、大内方から但州、すなわち但馬山名氏に注進がなされ、これをうけて山名方から湯浅氏に宛てて感状が出されていることである。ここに、当時の備後国衆の統制をめぐる大内氏と山名氏の関係が示されている。

備後では、前述した和智郷細沢山の合戦を機に、尼子方にとどまっていた湯浅・和智・江田・上山氏らが内方に転じた。彼ら備後国衆の内方への転身は山内氏の画策によるところが大きかったようであり、⁽⁸⁷⁾長谷川博史氏は山内氏が備後の領主層を統括する守護の軍事指揮権を代行する機能を果たしていたと評価している。⁽⁸⁸⁾但し、〔史料7・8〕に見られるように、国衆の和談を求める山名氏の下知を国衆が受け入れ、それを大内氏が山名氏に注進するという形が採られていることに注目したい。守護山名氏による備後国衆に対する統制が、大内氏を介する形で展開しているのである。大内氏は山内氏の加勢懇望に応じて軍勢を派遣し、⁽⁸⁹⁾国衆が和平を結ぶように山内氏を通じて働きかけていた。備後における軍事動員の主体は、山名氏から大内氏に移りしており、大内氏のもとで山内氏をはじめとする国衆の組織化が進んでいた。柴原直樹氏が指摘するように、山名氏支配下の軍事指導者という山内氏の機能が、大内氏が介在するようになって引き継がれているのである。⁽⁹⁰⁾

木下和司氏は、〔史料7・8〕に見える山名氏の国衆への和談要請は、因伯両国から尼子氏を排除するための兵力確保を目的としていたと推測している。⁽⁹¹⁾そして、翌大永八年には山名氏が一族である彦次郎を備後に下向させたことも指摘されている。ここからは、大内氏が備後国衆に強い影響力を行使するようになって、守護である山名氏の地位が否定されたわけではないことがうかがえる。大内氏の軍事行動は、あくまでも山名氏の付託を受ける形で展開しており、それゆえ国衆の戦功に対しては、守護である山名氏から感状が発給されなければならなかったのである。ここからは、備後の国衆統制は守護である山名氏の権限であるという理念を存続させつつ、山内氏を中核とする国衆の組織化を大内氏が担うと

いう関係が浮かび上がる。大内氏の影響力が浸透していた点では芸西両国と同じであるものの、なお山名氏が国衆を統制する権限を持ち続けていた点に備後の特質を見出すことができよう。

(2) 大内氏の備後支配と毛利氏

安芸の門山城に在陣して戦鬪を指揮していた大内義興は、大永八年に病に倒れて周防に帰国し、年末に山口で死去した。大内勢を率いる陶興房らも引き揚げていく中で、備後や安芸の国衆は多くが尼子方に服属していった。「はや備芸石之事者、悉雲州利運二可成行と見かけ申候歟、高橋伊予守弘厚、魚大之御恩を捨置、尼子一味候而、致強敵候」とあるように、安芸北部から石見に勢力をはる有力国衆の高橋氏も尼子方が優勢と判断して大内氏から離反した。⁽⁹²⁾

こうした中であって、大内方に踏みとどまって安芸・備後の討略に当たったとされるのが毛利元就である。大内氏は毛利氏から人質として井上元義を山口に送らせ、毛利氏を通じて芸備両国を大内方につなぎ止めようと図った。⁽⁹³⁾大内氏は安戸氏に「依備後之時宜其面無心元候、毎事毛利有御相談、堅固之儀肝要候」と申し送り、毛利氏と相談して軍事行動に当たろうと国衆に命じている。⁽⁹⁴⁾毛利氏は備後の和智氏と示し合わせ、東西条の大内氏代官弘中隆兼の合力も得て、高橋氏の拠る松尾城を攻略し、石見の阿須那にも進攻して高橋氏を滅ぼした。⁽⁹⁵⁾毛利氏は安芸から石見にかけて広がる高橋氏の所領を併合し、備後北部に対しても一段と影響力を拡大したとみられる。

しかし、尼子氏の圧力は弱まらず、享禄二年（二五二九）七月には尼子勢が備後の多賀山城を攻め落とした。⁽⁹⁶⁾毛利氏から弘中隆兼を通じて多賀山落城の情報を入手した大内義隆は、引き続き備後における戦況報告を元就に求めている。⁽⁹⁷⁾山内氏をはじめとする大内方の備後国衆が窮地に陥る中で、まもなく大内氏は尼子氏との停戦に踏み切ったようである。⁽⁹⁸⁾享禄四年七月には、尼子三郎四郎（註久）と毛利元就の兄弟契約も結ばれている。⁽⁹⁹⁾芸備の戦乱が停止したのは、大内氏と大友氏の対立が深まったことも背景にあると思われる。

る。天文元年（一五三二）、筑前・豊前に進攻した大友勢に対抗して陶興房の率いる大内勢が出陣して以来、九州では激しい戦闘が繰り広げられている。

同じ頃、出雲では尼子氏の当主経久に対して三男の塩治興久が謀反を起こしている。尼子父子は、双方とも大内氏に力添えを要請し、大内義隆は毛利元就の進言に従って経久を支持する意向を表明した⁽¹⁰⁰⁾。享祿四年、戦に敗れた興久は山内直通を頼って備後に逃亡した。

天文二年、尼子勢は興久をかくまった山内直通の拠る甲山城を攻撃し、興久は翌年自害に追い込まれている。注意されるのは、甲山攻めに合力して毛利氏から派遣された福原氏が出雲富田城に連行されたとして、毛利氏が尼子氏を非難していることである⁽¹⁰¹⁾。これ

に対して尼子側は、こちらには遺恨などないのに、毛利側の言いがかりは口惜しいと述べている⁽¹⁰²⁾。当時の大内義隆は「備後面無為」、すなわち備後における戦闘を鎮めようとしており、「備後表之儀」につき毛利氏に意見を加えると同時に、毛利・尼子両氏の和解調停を

石見国衆に依頼するなど、尼子方との衝突を回避する姿勢を示した⁽¹⁰³⁾。しかし、備後をめぐる毛利氏と尼子氏の対立に引きずられる形で、大内氏もやがて尼子氏との決戦を余儀なくされていくことになる。

大内氏が九州の戦乱への対応に追われている間に、備後に対する毛利氏の勢力が一層拡大した。天文三年正月、元就の娘が宍戸隆家⁽¹⁰⁴⁾に嫁し、毛利氏は山内氏と深いつながりを持つ宍戸氏を介して備後北部への影響力を強化することができた。同年七月には、毛利勢が備後南部の宮氏の居城を包圍して降伏させた⁽¹⁰⁵⁾。これに対し、尼子氏は山内氏を攻め立てて、天文五年三月ようやく服属させることに成功している。そして当主の山内直通を廃し、多賀山氏から養子に迎えられた曾法師（のち隆通）に家督を譲らせた⁽¹⁰⁶⁾。備後国衆の中核的存在であった山内氏を従属させたことにより、尼子氏は備後国内に大きな足掛かりを得たのである⁽¹⁰⁷⁾。

度々以申下候筋目、大内一味候由、毛利右馬頭注進到来候、感愧候、弥可抽忠骨之条肝要候、雲州相談之衆改心候様、計策専用候、猶太田垣加賀守可申候、恐々謹言、

三月十六日

高須中務丞殿^(元應)

山名
祐 豊 判

〔史料9〕は、守護山名祐豊が国衆の高須氏に宛てて大内氏に一味して活動していることを責し、出雲尼子氏と結んでいる国衆を味方につけるため計略をめぐらすように求めた書状である。年次は不明であるが、毛利元就の官途からみて天文二年以後であることは間違いない。注目されるのは、高須氏の活動状況を山名氏に報告したのが毛利氏であったことである。これまでみてきたように、明応年間以来、山名氏は山内氏を国衆統制の中核にすえて備後支配を行ってきた。山名氏は山内氏を通じて備後の情勢を把握し、国内の計略に当たってきたのである。これは備後支配に因幡山名氏が関与した時期も、国衆統制が大内氏を介在させるようになってからも同様であった。ところが、〔史料9〕からは、そうした山内氏の権限が毛利氏に移っていることが分かる。柴原直樹氏は、従来山内氏が保持してきた大内氏（山名氏）方国人領主の軍事指導者としての地位と機能を、毛利氏が獲得・継承したと捉えているが、妥当な理解であろう⁽¹⁰⁸⁾。備後国衆側の窓口として上位権力との接点になってきた山内氏が尼子氏に服属したことの帰結である。

尼子方の圧力が強まる中で、これに対抗する山名氏側の重要拠点となったのが神辺城である。木下和司氏は、この城に拠った山名理興について、杉原氏出身とする従来の通説を退け、大永八年の山名・大内方の危機に際して但馬から下向した山名彦次郎が、大内義興の偏諱をうけて理興と名乗った可能性が高いことを指摘した⁽¹⁰⁹⁾。但馬山名氏が、大内氏の援助を受けながら、一族の理興を通じて備後の支配権維持を図ろうとしていたのである。

これ以後、九州計略が一段落して再び中国地方に目を向けるようになった大内氏が、毛利氏との同盟関係を固めていくのに対し、尼子氏は天文九年に石見から安芸に進攻して毛利

〔史料9〕⁽¹⁰⁸⁾

氏の拠る吉田郡山城を激しく攻め立てた。毛利氏は大内勢の援軍を得て敵の攻撃を耐え抜き、翌年正月には尼子勢を撃退することに成功した。後年の小早川隆景書状によれば、郡山城合戦後に「備後悉大内殿被任御存分」という状況になり、神辺城主の山名理興に備後外郡を管轄させたため、外郡衆の渡辺氏なども「物並三」神辺に従う態勢になったと言う。⁽¹¹¹⁾

〔史料 10〕⁽¹¹²⁾

当国ノ儀、各如先々可守下知之由、注進到来、尤感悦候、大内別而相談候之間、定而対国面々不可有等閑候、得其意馳走肝要候、猶太田垣十郎兵衛尉・太田垣加賀守可申候、恐々謹言、

問 三月廿七日
湯浅雅楽助殿

〔史料 11〕⁽¹¹³⁾

其御国ノ儀、如先々可被守、御下知之由、被仰談之趣、従和智方両三人被致注進候、御感悦ノ通被成御書候、大内殿別而被仰公儀候間、被对各定不可有御等閑候、弥国中ノ儀相調候様御入魂肝要之由候、将亦当国事、雖及再乱候、無異儀候、可御心安候、其方様体被相談、可有御注進由候、恐々謹言、

問 三月廿八日
湯浅雅楽助殿

〔史料 10・11〕は、湯浅氏らの国衆が以前と同様に山名氏の下知に従う意向を持っていることを和智氏から伝え聞いた山名祐豊が、大内氏と相談して彼らを庇護することを約束したものである。湯浅熙宗の子元宗が和智氏・上原氏と申し合わせて祐豊に忠誠を誓う注進がなされたことを示す文書も残されている。⁽¹¹⁴⁾ 国衆たちの間に、なお山名氏を守護とし

て担いこうとする意思が存続していたものと判断されよう。

しかし、天文十一年に大内勢が出雲で敗北すると、山名理興はたちまち尼子方に転じて出雲富田城に駆け込んだとされる。「中国悉尼子一統候」という状況下で、備後国衆も多くが尼子方に立つようになる。⁽¹¹⁵⁾ その中であつて、大内方に踏みとどまって活動したのが毛利氏であり、七年にわたり神辺城を攻め立てて備後国衆の掌握を進めていった。そして、後年の小早川隆景書状に「其已来、備後中郡を八日頼様御裁判候、外郡ハ西条之守護ニ被差上候」とあるように、毛利元就が備後中郡を管轄し、大内氏の東西条代官である弘中隆兼が備後外郡の広域的な支配に当たるといふ仕組みが定められたと言う。⁽¹¹⁶⁾ 元就と隆兼の両名

が備後の軍事行動において指導的役割を果たしていたことは他の史料でも確認され、毛利氏は備後国衆の軍忠や安堵要請を大内氏に注進したり、彼らに対し大内氏への忠節を求めするなど、国衆と大内氏の間を結びつける役割を果たしている。毛利氏は備後国衆に対して、大内氏からの神辺合戦への軍事動員が「公儀之事」であるとして理解を求めている。⁽¹¹⁷⁾ 毛利氏は大内氏を「公儀」と位置づけつつ、それを背景に備後国衆の組織化に努めていくのである。天文十年代の備後は事実上、大内氏の支配下に組み込まれていくとみてよいであろう。

政治情勢がこのように展開すると、守護山名氏の備後への影響力は大きく減退していったと考えられる。木下和司氏は、神辺合戦における山名氏の影が薄いことから、山名氏物領家は備後統治を山名理興と大内・毛利両氏に委託したのではないかと推測している。⁽¹¹⁸⁾

但し、但馬山名氏と備後の関係が完全に断ち切れたと結論づけるにはなお留保が必要である。大内義隆は、備後中郡・外郡の国衆の動静を但馬に知らせ、山名氏と連絡を取り合いながら行動しているからである。⁽¹¹⁹⁾

〔史料 12〕⁽¹²⁰⁾

急度以飛脚申遣之候、至其国山内表尼子罷出候、幸儀候之間可討果之行、毛利

父 子・和智又九郎注進之条、此口出張之覚悟候、仍大内周防介不日可被打立事肝(元就・隆元)

要由申下之候、諸口儀弥馳走専一候、猶徳丸備後守・太田垣加賀入道可申候、恐々謹(謙)

言

五月 廿四日

宗 詮 判

湯浅五郎二郎殿(元忠)

〔史料12〕は、天文二十二年、尼子勢が備後北部に侵入したとする毛利元就・隆元父子と和智氏からの連絡を受けて、山名宗詮(祐豊)が備後出兵の覚悟を湯浅氏に告げたもので、大内勢の出兵も要請して尼子勢の撃退を図ろうとしている。また、同年十月二十一日には、宗詮は山内隆通が味方についていたことを賞して知行を安堵している。(1201) 長谷川博史氏が

「備後国は、山名氏の守護分国としての側面を、最後まで残している」と指摘するように、天文末年においても山名氏の備後国衆に対する影響力はまだ消滅してはいない。(1202) 実態と乖離しつつも、山名氏の社会的地位を備後の守護とみなす観念が根強く存続していたと考えられるのである。

おわりに

本稿では、但馬山名氏の分国であった備後を中心に、室町期から戦国期にかけて権力秩序のあり方についての具体的な変化がみられるかをたどってきた。備後と同じく山名氏が守護を務める安芸や石見の場合、室町幕府は応仁の乱終結直後から芸石国衆の統制を大内氏に委ねる姿勢を示した。これは、大内氏が隣国防長の有力守護であり、また両国内にも活動拠点(安芸東西条・石見瀬摩郡)を有していることから、大内氏による国衆統制が有効と判断したためであろう。大内氏は幕府のバックアップを受けて両国に影響力を強めていくのである。国衆の自立性が強い両国では、相互扶助契約や國人一揆が結ばれる一方で国衆間の紛争も頻繁に起きているが、大内氏は彼らの権益を保証しつつ相互紛争を調停し、彼らの協力を取り付けることにより国内支配の安定を図った。たび重なる九州出兵、足利義尹の山口下向

と上落、さらに山陰尼子勢との抗争など、大内氏による軍事行動も芸石国衆を結集させる契機になったとみられる。永正年間には、芸石両国は大内氏の分国に組み込まれていくのである。

これに対して備後では、室町期以来の分国支配の進展もあつて、大乱後も守護山名氏の影響力が存続した。文明年間には、国衆は山名氏から知行地の安堵・宛行を受けながら播磨出兵にも参陣した。しかし、播磨奪還が失敗した後、国衆の中には山名氏の惣領政豊から離反し、俊豊との結びつきを深める動きが広がった。俊豊は山内氏を国衆たちの「座上」に位置づけ、山内氏を中核とする国内秩序が形成されていくことになる。

政豊・俊豊父子の抗争、備後に基盤をもつ俊豊の没落は、但馬山名氏による備後支配の後退をもたらさざるをえなかった。政豊の跡を継いだ致豊の時代には、但馬山名氏による備後国衆の統制に因幡山名氏が介在する事例が散見される。山名氏においては、但馬の惣領家を中心に庶流一族を結集させた同族連合体制が確認できるが、永正年間の山名氏は備後支配の弱体化を同族連合体制により補完することで乗り切ろうとしたのではないだろうか。

大永年以降、尼子氏が山陽方面に進攻する中で、尼子方と大内方の軍勢が安芸や備後で衝突するようになる。山名氏は備後国衆に対し大内氏側に立つて行動するように指示し、国衆は大内氏の統率下で活動した。国衆の軍事行動は大内氏から山名氏に注進され、その上で山名氏から感状が発給されている。大内氏を介在させる形で国衆の統制がなされていたのである。同族連合に代わって、隣国守護である大内氏による分国支配の補完体制が成立していると言えよう。

大内氏による備後経営において、それを具体的に担ったのは、安芸の東西条代官と安芸国衆毛利氏であった。とりわけ毛利氏は、備後国衆の中核であった山内氏が尼子方に転じる中で、山内氏に代わって大内氏の備後経営の支柱となり、備後国内への影響力を広げていった。毛利氏は、大内氏を「公儀」と位置づけ、それを背景に国衆を動かしていくのである。但し、国衆の中には山名氏に忠誠を誓う動きもあり、山名氏を守護とみなす意識が完全に払拭されたとは言えない。

本稿でたどってきたように、同じ山名氏の守護分国であっても、備後と芸石両国の間には相違点が認められる。守護山名氏の権限が後退しながらも、因幡山名氏や大内氏などを介して守護支配を維持しようとしたところに備後の特徴が見いだされる。幕府の対応や隣国の政治状況、守護と国衆の関わり方など、分国内外の様々な要素が戦国期の地域権力秩序のあり方を規定した。守護が所持する国成敗権の帰趨を軸にすえながら、権力秩序の諸様相を国ごとに見極めていくことが戦国期権力論の課題だと言えよう。

注

(1) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館 二〇〇二年)。

(2) 室町期においてもこうした事例が皆無というわけではなく、幕府から退治命令を受けながら防長両国を制圧した大内盛見のようなケースもある。但し、盛見はまもなく幕府から防長支配を追認されて守護になるのであり、守護職と国成敗権の乖離は短期間で解消されるのが戦国期と異なるところである。

(3) 摂津・和泉の守護を務める細川氏一族は、山陰道の丹波や山陽道の備中の守護でもあり、さらに播磨・備前・美作を押さえる赤松氏や出雲を分国とする京極氏など、細川氏と親密な諸氏が山陰・山陽諸国の守護を務めている。

(4) 岸田裕之『大名領国の構成的展開』(吉川弘文館 一九八三年)。

(5) 市川裕士「山陰山名氏の動向と研究の成果」(市川裕士編『山陰山名氏』 戎光祥出版 二〇一八年)。

(6) 川岡勉「中世後期の守護支配と石見国衆」(島根県古代文化センター研究論集一八集 石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界、島根県古代文化センター、二〇一八年)。

(7) 岸田裕之『大名領国の構成的展開』(前掲)。

(8) 外岡慎一郎『武家権力と使節遵行』(同成社、二〇一五年)。

(9) 市川裕士『室町幕府の地方支配と地域権力』(戎光祥出版、二〇一七年)。市川氏によれば、山名氏は安芸に守護代を常置しておらず、備後守護代大橋氏が安芸国人の軍事動員を

行ったが、出兵先の九州で彼らを指揮したのは大内氏で、備後守護代が安芸国人を軍事指揮下に置いた事例は確認できないという。

(10) 『康富記』応永二十九年二月二十八日条。

(11) 『薩戒記』永享九年八月一日条。

(12) 山名宗全書状・宮田教言書状(三浦家文書 六二・七六、『大日本古文書 家わけ第十 四』)。

(13) 山名是豊書状(三浦家文書 七二・七四・七五)。

(14) 山名宗全書状(田総家文書 二二、『山口県史 史料編 中世3』)。

(15) 大内直頼書状写(萩藩閩閩録 卷二二 周布吉兵衛)。

(16) 毛利元就知行注文(毛利家文書 二五二、『大日本古文書 家わけ第八』)。

(17) 毛利元就知行注文(毛利家文書 二五二)。

(18) 陶弘護書状(相良家文書 一三〇、『大日本古文書 家わけ第五』)。

(19) 山名政豊判物・山名政豊書状(山内首藤家文書 一三五・一三七・一三八・一四三、『大日本古文書 家わけ第十五』)。

(20) 山名政豊感状(田総家文書 一三二)。

(21) 『蔭涼軒日録』長享二年七月二十一日条。

(22) 山名俊豊書状(石清水八幡宮史 史料 第六輯)。

(23) 山名俊豊書状・山名俊豊判物(山内首藤家文書 一五〇・一五一・一五二・一五五・一五九・一六〇・一六一・一六二・一六三・一六四・一六五・一六六・一七一・一九〇・一九一・一九二・一九三・一九五・一九六)。

(24) 山名俊豊書状(毛利家文書 一五八・一六四)。

(25) 山名俊豊書状・山名氏年寄連署副状(山内首藤家文書 一六七・一六八)。なお、『大日本古文書』の「山内首藤家文書」一五九の頭注には俊豊が山内豊成を備後守護代に補任したとする記述が見られるが、これは誤りである。

(26) 山名俊豊書状(山内首藤家文書 一七二)。

- (27) 山名俊豊書状 (山内首藤家文書 一六九・一七〇)。
 (28) 山名俊豊書状 (山内首藤家文書 一七四)。
 (29) 小早川弘平書状写 (小早川家証文 四〇八、『大日本古文書 家わけ第十一』)。
 (30) 山名俊豊書状・山名氏年寄連署副状 (山内首藤家文書 一七四・一七五・三九二)。
 (31) 兵庫県岡市の宗鏡寺所蔵の「山名系図」によれば、山名俊豊は明応八年五月に死去したとされる。
 (32) 山名致豊書状 (田総家文書 三三三)。
 (33) 太田垣胤朝書状 (田総家文書 三四)。
 (34) 太田垣胤朝書状 (田総家文書 三三六)。
 (35) 山名致豊書状写 (関関録 卷六七 高須物左衛門)。
 (36) 山名豊重書状写 (関関録遺漏 卷4の2)。
 (37) 山名豊重書状写 (関関録 卷四〇 上山庄左衛門)・山名豊重書状 (『福山史料』所収 文書、『広島県史 古代中世資料編V』)。
 (38) 山名致豊書状 (田総家文書 三三九)。
 (39) 山名豊重書状 (田総家文書 四〇)。
 (40) 岡村吉彦「戦国期因幡国における守護支配の展開と構造」(市川裕士編『山陰山名氏』所収、初出は二〇〇三年)。
 (41) 渡邊大門『中世後期山名氏の研究』第二章 (日本史料研究会 二〇〇九年)。
 (42) 川岡勉『山名宗全』(吉川弘文館 二〇〇九年)。
 (43) 「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」(『群書類従』卷五一二)。
 備後国衆のうち奉公衆の宮・杉原・三宮氏なども参陣したことが確認できる。
 (44) 山名俊豊書状・山名氏年寄連署副状 (山内首藤家文書 一七四・一七五)。
 (45) 『大乘院寺社雑事記』明応二年閏四月五日条。
 (46) 足利義尹御内書案 (『到津文書』『大分県史料 宇佐八幡宮文書之一』)。
 (47) 「伊勢貞助記」永正十二年十月十六日条 (『新島取県史 資料編 古代中世2』)。
 (48) 小坂博之『山名豊国』(一九七三年)。
 (49) 山名致豊書状写 (関関録 卷四〇 上山庄左衛門・卷六七 高須物左衛門)。
 (50) 柴原直樹氏は山内氏を山名氏配下の国人領主の軍事指導者であったと捉えている(柴原「毛利氏の備後国進出と国人領主」(村井良介編『安芸毛利氏』所収、岩田書院 初出は一九九三年)。
 (51) 川岡勉「中世後期の守護支配と石見国衆」(前掲)。
 (52) 陶弘護書状 (毛利家文庫所収文書『戦国遺文 大内氏編』一三三、以下『戦遺』一三二のように略記する)。
 (53) 大内氏家臣連署奉書写 (小早川家証文 四二二)。
 (54) 内藤弘矩書状 (毛利家文書 一六〇)。
 (55) 大内義興書状写 (関関録 卷七三 天野求馬)・大内義興書状 (平賀家文書 四九『大日本古文書 家わけ第十四』)。
 (56) 大内義弘書状 (毛利家文書 一三三三)。
 (57) 大内政弘書状 (『福原家文書』・『毛利家文庫遠用物』、『戦遺』一七四・一七五)。
 (58) 毛利元就知行文案 (毛利家文書 一五二)。
 (59) 室町幕府奉行人連署奉書案 (大友家文書録、『大分県史料 31』)。
 (60) 丸孝連書状 (益田家文書 五八〇、『大日本古文書 家わけ第二十二』)。
 (61) 大内政弘加冠状写・大内政弘書状写 (毛利家文書 一五二・一五三)。
 (62) 室町幕府奉行人連署奉書案 (壬生家文書、『戦遺』四八五)。
 (63) 大内政弘書状・壬生晴富書状案・大内氏家臣書状 (壬生家文書、『戦遺』四九四)。
 (64) 川岡勉「中世後期の守護支配と石見国衆」(前掲)。
 (65) 大内義興書状 (平賀家文書 四三・五〇)・毛利家文書 一八〇)。
 (66) 大内義興書状 (益田家文書 一九四・二四八)。
 (67) 大内義興書状 (平賀家文書 四〇)・毛利家文書 一八〇)。
 (68) 「続善隣国玉記」『戦遺』一五四八)。

- (69) 室町幕府奉行人連署奉書〔益田家文書〕二七五。
- (70) 大内政弘書状〔福原家文書〕「毛利家文庫遠用物」、『戦遺』一八七・一八八。
- (71) 大内政弘書状〔福原家文書、』戦遺』一九二。
- (72) 山内俊豊書状〔山内首藤家文書〕一七四・三九二。
- (73) 小早川弘平書状写〔小早川証文〕四〇八。
- (74) 安芸国衆連署契状写〔平賀家文書〕一六八。
- (75) 毛利興元盟約状写〔小早川証文〕二六三。
- (76) 上山実広外連署契状〔毛利家文書〕二〇七。
- (77) 大内義興書状〔平賀家文書〕四五。
- (78) 多賀山通統同家系凶案〔山内首藤家文書〕二二二。
- (79) 大内義興書状〔山内首藤家文書〕一九八・二〇五。
- (80) 大内義興書状写〔譜録 相杜六郎広連、』戦遺』一九三〕。
- (81) 陶興房書状〔平賀家文書〕六九・七五。
- (82) 長谷川博史「大永七年備後和智郷細沢山合戦と陣城」『芸備地方史研究』三〇、二〇、二〇二年。
- (83) 大内義興書状〔湯浅家文書〕一〇九『山口県史 史料編 中世3』。
- (84) 陶興房書状〔湯浅家文書〕一一一。
- (85) 山名堯成書状〔湯浅家文書〕一〇三。
- (86) 太田垣久朝書状〔湯浅家文書〕一〇七。
- (87) 大内義興書状〔山内首藤家文書〕二〇〇・二〇四。
- (88) 長谷川博史「大永七年備後和智郷細沢山合戦と陣城」〔前掲〕。
- (89) 大内義興書状〔山内首藤家文書〕二〇二。
- (90) 柴原直樹「毛利氏の備後国進出と国人領主」〔前掲〕。
- (91) 木下和司「大永七年九月の備後国衆和談と山名理興」『芸備地方史研究』二七四～二七六、二〇二一年。

- (92) 毛利元就知行注文案〔毛利家文書〕二五二。
- (93) 大内義隆書状写〔閩閩録〕卷九三 井上右衛門。
- (94) 大内義隆書状〔宍戸家文書〕五『山口県史 史料編 中世3』。
- (95) 毛利元就知行注文案〔毛利家文書〕二五二。
- (96) 多賀山通統同家系凶案〔山内首藤家文書〕二二二。
- (97) 大内義隆書状〔山内首藤家文書〕二〇二。大内氏は安芸以東の政治状況について毛利氏からの情報に頼る面が大きく、大内氏の重臣である陶興房が毛利氏の重臣志道広良に送った書状では、出雲・備後・安芸について情勢の予測と意見を聴取している〔陶興房書状写、』閩閩録』卷二六 志道太郎右衛門〕。この書状の中で興房が広良を「彼国〔備後〕案内者」と表現しているのは、備後の事情が毛利氏を通して大内氏に伝えられていたことをよく示しているよう。
- (98) 長谷川博史氏は、大内氏と尼子氏が停戦に踏み切ったのは、享祿二年後半から翌三年初めと推測している〔長谷川「出雲尼子氏と芸備地域」』芸備地方史研究』三〇五・三〇六、二〇一七年〕。
- (99) 尼子詮久契約状写〔毛利家文書〕二二〇。
- (100) 毛利氏家臣連署書状案〔毛利家文書〕二三九。
- (101) 新見国経書状〔東寺百合文書〕ヤ三二九、『岡山県史 家わけ史料』。
- (102) 毛利氏家臣連署書状案〔毛利家文書〕二三九。
- (103) 湯原幸清・河副久盛連署書状〔吉川家文書〕三三五、『大日本古文書 家わけ第九』。
- (104) 大内義隆書状写〔閩閩録 卷八一 小笠原友之進〕。
- (105) 『閩閩録』卷八三 有地右衛門。
- (106) 尼子経久書状・尼子詮久書状〔山内首藤家文書〕二〇六・二〇七。
- (107) 長谷川博史「出雲尼子氏と芸備地域」〔前掲〕。
- (108) 山名祐豊書状写〔閩閩録 卷六七 高須物左衛門〕。
- (109) 柴原直樹「毛利氏の備後国進出と国人領主」〔前掲〕。なお、柴原氏は、大内方の軍事指

導者という地位の獲得について、毛利氏が備後国衆との関係を強化し、彼らを自らを中核とする領主連合に組織するためにこの地位を利用したと評価している。これは基本的に領主連合の発展を軸にすえた評価とも言える。しかし、毛利氏の背後には大内氏がいるのであり、毛利氏は何よりも大内氏とつながり、大内氏から軍事的な権限を付託されることで備後国衆に対する指導的な地位に立ち上ったのである。そうであるならば、大内氏が毛利氏を掌握することで備後に国成敗権を貫徹する仕組みを整えたところに第一義的な評価を与えるべきであろう。

- (110) 木下和司「大永七年九月の備後国衆和談と山名理興」(前掲)。
 (111) 小早川隆景書状写(「譜録 渡辺三郎左衛門直」『広島県史 古代中世資料編V』)。
 (112) 山名祐豊書状(「湯浅家文書」一〇二)。
 (113) 山名氏奉行人連署書状(「湯浅家文書」一〇二)。
 (114) 山名祐豊書状・太田垣諏之書状(「湯浅家文書」九七・九六)。

- (115) 小早川隆景書状写(「譜録 渡辺三郎左衛門直」、『広島県史 古代中世資料編V』)。
 (116) 小早川隆景書状写(「譜録 渡辺三郎左衛門直」、『広島県史 古代中世資料編V』)。
 (117) 川岡勉「毛利氏の覇権確立と家格上昇」『年報中世史研究』四二、二〇一六年。
 (118) 木下和司「大永七年九月の備後国衆和談と山名理興」(前掲)。
 (119) 大内義隆書状(「藤井正昭氏所蔵文書」、『新島取県史 資料編 古代中世1』六三三号)。
 (120) 山名宗詮書状(「湯浅家文書」八八)。
 (121) 山名宗詮書状(「山内首藤家文書」二二〇・二二一)。
 (122) 長谷川博史「出雲危子氏と雲備地域」(前掲)。

「付記」本稿は、科学研究費補助金による研究(基盤研究B「中世後期の守護権力の構造に関する比較史料学的研究」、研究代表者 川岡勉)の成果の一部である。